

令和 7 年度那覇市産業 DX 促進支援事業
企画提案募集要項

令和 7 年 4 月

那覇市経済観光部商工農水課

1 募集概要

(1) 事業の名称

「令和 7 年度那覇市産業 DX 促進支援事業」（以下、「本事業」という。）

(2) 事業目的

本事業は、コロナ禍を経たニューノーマル社会への適応、人手不足という喫緊の課題に対する効果的な処方箋の一つである DX 化の取組を促進し、事業者の経営基盤強化、収益拡大、生産性向上に資することを目的とする。

(3) 業務内容及び履行方法等

本事業の具体的な業務内容及び履行方法等については、別紙「令和 7 年度「那覇市産業 DX 促進支援事業」実施業務 委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(4) 委託契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

(5) 提案上限額

本事業の実施に掛かる経費の総額は、以下の金額を上限として提案すること。

22, 000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

3 応募資格要件

本事業に応募できる者は、以下の資格要件をすべて満たす者に限る。

- (1) 経営内容や実績等から本事業の履行に支障がなく、業務を遂行できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び 2 項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続き又は民事再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 那覇市の指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 租税の未申告及び滞納がないこと。
- (7) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条、及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年条例 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員、反社会的勢力並びにそれらの利益となる活動を行なうものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (8) 沖縄県内に本社、若しくは支店又は営業所があること。

4 協力連携事業者要件

本事業を実施するにあたり、他の協力できる事業者（協力連携事業者）と連携して業務を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、自ら本事業の応募者となること及び複数の応募者の協力連携事業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は、「3 応募資格要件」の（１）～（７）までの要件を満たすものとする。

5 共同企業体要件

共同企業体として応募する場合は、代表構成員は「3 応募要件」の（１）～（８）までの要件を、その他の構成員は「3 応募要件」の（１）～（７）までの要件をすべて満たすこと。

※４社以上で共同企業体を構成する際には事務局へご連絡ください。

6 候補者決定方法

候補者決定までの流れは次のとおりとする。

- （１）企画提案書等の受理。
- （２）書類審査及びプレゼンテーションを実施し、参加資格を有する者の中から最も評価の高い者を優先交渉権者に選定する。
- （３）優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとする。

7 応募手続き等

（１）提案募集スケジュール ※変更になる場合あり。

1	募集開始・募集要項等公開	令和7年4月7日（月）
2	質問書受付期限	令和7年4月21日（月）17時まで
3	質問回答	令和7年4月24日（木）
4	企画提案書ほか応募書類提出期限	令和7年5月9日（金）15時まで
5	プレゼンテーション及び審査	令和7年5月15日（木）午後
6	選定結果通知（予定）	令和7年5月下旬
7	契約締結（予定）	令和7年5月下旬

（２）質 問

この募集に関する質問は、電子メールでのみ受け付けるものとし、電話での照会対応は行わない。

● メールアドレス：K-SYOU001@city.naha.lg.jp

※メール送信後、商工農水課へ電話（951-3212）し、メールの到着を確認すること。

※メールを送信する際には、本事業に関する質問であることが分かるよう、件名を「那覇市産業DX促進支援事業に係る質問」とすること。

8 企画提案書作成及び提出書類

企画提案書は、別紙「業務仕様書」の業務内容に基づいて作成すること。

(1) 提出書類

① 下記書類 1部 (正本)

以下の図1「提出書類一覧」の①～⑪の順で、様式等をA4フラットファイル(縦)にファイリングし、各様式にはインデックスを貼付のうえ、1部を提出すること。

また、正本の押印箇所には、全て代表者印を押印すること。

② 正本のPDFデータ

図1「提出書類一覧」

提出書類一覧
① 企画提案提出書(様式1)
② 誓約書(様式2)
③ 会社概要(様式3)
④ 企画提案書(様式4) ※表紙を除き15ページ以内とする(独自様式で作成する場合も同様)。
⑤ 類似業務実績調書(様式5)
⑥ 見積書(様式任意)
⑦ 見積明細書(様式6) ※「12.その他(2)対象経費について」に基づき計上すること。
⑧ 定款又は寄附行為
⑨ 履歴事項証明書(全部事項証明書)
⑩ 直近の市町村税の完納(滞納が無いことの)を証明する書類
⑪ 協力連携事業者届出書(様式7) ※複数事業者と協力連携による応募の場合のみ ※協力連携予定事業者においては、③、⑤、⑧、⑨、⑩を必要とする。
⑫ 共同企業体協定書(参考様式) ※共同企業体事業者がいる場合のみ ※構成予定事業者においては、③、⑤、⑧、⑨、⑩を必要とする。

※⑨は、3か月以内に発行されたもの、⑩は最新のものを提出すること

(2) 提出方法

① 書類

(1)-①の申請書類に関しては、下記あてに郵送^{※1}または持参^{※2}すること。

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階

那覇市経済観光部 商工農水課 宛

「那覇市産業DX促進支援事業 申請書類在中」と朱書きすること。

※1 郵送の場合は簡易書留郵便で送付すること。

※2 直接持参での提出の場合は、下記番号宛て事前予約をすること。

那覇市商工農水課事務局（TEL：098-951-3212）

② PDF データ

(1)-②のPDFデータ(CD、DVD-ROM等。USB不可)を併せて提出すること。

(3) 受付期間

令和7年4月7日（月）～5月9日（金）午後3時まで。（※必着）

※受付時間は、平日 午前9時～午後5時まで（午後0時～午後1時は除く。）

9 提案審査評価

前提として、次のすべての要件を満たさない場合には失格とし、その後の審査は行わないものとする。

- ・「応募資格要件」の要件に合致すること
- ・必要な書類がすべて提出されていること
- ・提出した内容に不備・記載漏れがないこと
- ・提案見積金額が提案上限額を超えていないこと
- ・提案履行内容に実行性があり、著しく業務仕様と離れていることのないこと

(1) 提案審査について

提案審査評価は、審査委員会による評価審査を経て、委託事業者を選定する。審査は、原則、プレゼンテーション審査（オンライン参加も可能）とするが、応募者が多数いる場合など、必要に応じて書類審査を実施する。また、審査には一定の基準があり、これを満たしていない場合には採択されないものとする。

(2) 書類審査及びプレゼンテーションの実施

- ・プレゼンテーション実施の順番は、原則応募受付順とし、応募者へ事前に連絡する。
- ・1社あたりのプレゼンテーションの時間は20分以内、審査委員の質疑は10分程度とする。
- ・プレゼンテーションの内容は、提出された提案書の内容に沿って補足して行うものとし、当日の内容変更や資料配布は認めない。
- ・プロジェクタ、スクリーン（モニター）を用いる場合は事務局で準備するが、PC等その他プレゼンテーションに必要となる物は提案者自身が持参すること。
- ・那覇市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。

(3) 審査項目

審査は、以下の図2「評価項目」に記載の項目に基づき実施する。

図2「評価項目」

評価項目	備考	配点
(1) 業務実績・本事業に対する理解	本業務を遂行する上で必要な実績、本事業の目的や事業趣旨の理解度について	15点

(2) 実施体制及びスケジュール	プロジェクト責任者、業務リーダー等の知識、経験、実績、役割分担、作業項目、作業期間等について	10 点
(3) 事業内容提案	①伴走支援 支援先の抽出方法、想定される具体的支援メニュー、専門事業者とのマッチング方法等 ②ワークショップ開催（イベント） 対象企業の掘り起こし方法、イベント運営方法等 ③成果報告会等の実施 業界への周知・水平展開方法、成果報告会内容及び運営方法等	50 点
(4) 追加提案	(1) ～ (3) 以外の追加提案	10 点
(5) 金額妥当性	積算根拠、コストの妥当性など	5 点
(6) 総合評価	(1) ～ (5) を踏まえた総合評価	10 点

※企画提案書（様式4）参照。

(4) 審査方法

提案審査評価は、「経済観光部所管事業審査委員会」（以下、「委員会」という。）が行う。

(5) 評価結果の通知及び公表

委員会の評価結果を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全応募者あてに通知する。また、本市ホームページにおいて、優先交渉権者名を公開する。優先交渉権者及び次点者以外の者に関する情報は公開しないものとする。審査委員会における審査内容については、那覇市情報公開条例に基づき対応するものとする。

(6) 企画提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その提案は無効とする。

- ① 応募資格要件がない者が提案したことが発覚したとき。
- ② 同一の応募者が複数の提案をしたとき。
- ③ 書類等に虚偽の記載がある提案。
- ④ その他、本件企画提案に関する条件に違反したとき。

(7) その他留意事項

- ① 企画提案書に関する事項については、後日ヒアリングを行うことがある。
- ② 企画提案内容については、実施段階において受託事業者と協議の上、変更することがある。
- ③ 本事業の提案に係る一切の経費は、応募者の負担とする。
- ④ 提出された資料の返却はしない。
- ⑤ 提案審査に関する審査評価内容及び経過等については、公表しない。

10 契約締結に向けての協議

(1) 企画提案の確定について

- ア 9 (5) にて優先交渉権者が特定された後、当市は、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
- イ 協議に置いて、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

- ア 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進める。
- イ 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始する。
- ウ 協議が成立したものを以下「受託候補者」という。

(3) 見積書の徴取について

- ア 企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者との協議を踏まえ仕様書を改めて作成し、見積書を改めて徴取する。
- イ 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

11 契約に関する基本事項

(1) 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

(2) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ア 本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金事業となることから、受託経費の用途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。また、本事業終了後に会計検査等が実施される際には、受託事業者は、証拠証憑の提出や立入説明検査等に誠実に協力すること。証拠証憑の確認が取れない場合には、委託料の返還請求を行う場合もあるので留意すること。
- イ 本事業の再委託については、本市の承認を要件とする。
- ウ 契約保証金は那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。

12 その他

(1) 留意事項

- ① 本事業の再委託については、本市の承認を要件とする。
- ② 本件業務の委託料の支払いについては、委託業務完了報告書及び業務仕様書に定める成果物の検査後、適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- ③ 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、市が事業者選定の手続きにおいて必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等する場合がある。
- ④ 提案書類の内容に含まれる著作権、特許権その他国内法令に基づいて保護される第三者

の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて企画提案者が負うものとする。

- ⑤ 企画提案書等提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ⑤ 審査方法・スケジュール、募集要領及び仕様書等に変更が生じた場合は、本市ホームページで周知するため、確認すること。

(2) 対象経費について

本事業に係る対象経費は、以下のとおりとする。

① 事業費

本業務の実施に係る一切経費（賃金、謝礼金、旅費、会場使用料、手続きに関する経費、ほか必要経費）は事業費に含む。受託者が支払う賃金等の、消費税が含まれていないものについては、その額を事業費として計上し、消耗品費等の既に消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上すること。

② 消費税及び地方消費税

委託契約は一般に消費税法上役務の契約に該当し、原則として経費全体が消費税及び地方消費税の課税対象となるため、事業に要した経費は税抜き額で計上し、その後、事業費と一般管理費の合計額に消費税率 10%分を加算するものとする。ただし、受託者が消費税法上の免税事業者である場合はこの限りでない。

なお、消費税の計算につき、1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

1 3 問い合わせ先

那覇市経済観光部商工農水課 産業政策グループ（担当：名嘉山）

電話：098-951-3212 FAX：098-951-3213

メールアドレス：K-SYOU001@city.naha.lg.jp